

「(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」について

－ 笠谷和比古氏の学説・二重公儀体制論に関する新出史料の紹介－

白 峰 旬

はじめに

筆者(白峰)は以前(17年前)、拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」⁽¹⁾において、慶長11年(1606)の江戸城普請の公儀普請奉行8名の存在について言及し、その8名について、徳川家康系2名(貴志正久・神田正俊)、徳川秀忠系4名(内藤忠清・都築為政・石川重次・戸田重元)、豊臣秀頼系2名(水原吉勝・伏屋貞元)というように区分できる点を指摘した。特に、豊臣秀頼の家臣である水原吉勝・伏屋貞元の両名が慶長11年の江戸城普請の公儀普請奉行であったことについては、慶長11年における公儀の形成を考察するうえで重要な意味があり、笠谷和比古氏の学説である二重公儀体制論(徳川公儀〔將軍型公儀〕と豊臣公儀〔関白型公儀〕による慶長期の二重公儀体制論)と密接に関係する問題である。

前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」については、その後、笠谷和比古氏の論文集である『関ヶ原合戦と近世の国制』⁽²⁾において、「家康が將軍宣下を受けて幕府を開いてもなお、將軍と幕府の政治的支配から独立した、別の種類の政治体制、すなわち豊臣秀吉が構築した関白型公儀の政治体制が解体されずに持続しており、豊臣秀頼はこの関白型公儀に君臨する者としての権威を、依然として保持していたと理解すべきなのである」ことを示す証左の事例として「(4) 慶長十一年の江戸城普請における豊臣奉行人の介在」の中で前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」を引用していただいた⁽³⁾。

前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」の中で、公儀普請奉行8名の存在の論拠とした史料は、「御記録」、「御代々記」⁽⁴⁾であり、史料の区分からすると、「御記録」、「御代々記」は後世の編纂史料ということになる。

ところで、昨年(2016年)10月に下関市立図書館(中央図書館)で、筆者が個人的に関ヶ原の戦い関係の史料を調査していたところ、たまたま『福原家文書』上巻⁽⁵⁾の中に、慶長11年の江戸城普請関係の一次史料(原文書)として、「(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」が収載されていることを発見した。よって、本稿では、その史料を紹介して若干の解説をおこないたい。

1. 史料の紹介、及び、解説

前掲『福原家文書』上巻において、「〔慶長十一年〕二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」は、第一類「重書」の「什書（十七）」に分類されており、同書の「解説」では、「一六～一七のように徳川氏との交渉経過を示す史料」と指摘されている。

〔慶長十一年〕二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕⁽⁶⁾（以下、「公儀普請奉行連署状」と略称する）について、以下に史料を引用する。

覚

一 九艘	松平筑前守
一 五艘	丹後修理
一 八艘	堀尾帯刀
一 貳艘	古田兵部
一 壹艘	大村丹後守
一 壹艘	木下右衛門大夫
一 三艘	若狭宰相
一 貳艘	高橋右近
一 貳艘	伊東修理

以上三拾三艘

右之御舟数、上方之送状之ことく諸道具御改無相違様
ニ可有御渡候、以上

二月廿五日

伏屋飛驒守
□□（花押）
水原石見守
吉一（花押）
戸田備後守
重元（花押）
内藤金左衛門
忠清（花押）
都筑弥左衛門
為政（花押）
神田与兵衛
将時（花押）
貴志助兵衛

正久 (花押)

毛利藤七郎殿内
船御預ケ衆中

史料引用は以上のようになる。上記の史料引用の箇所には記さなかったが、この「公儀普請奉行連署状」の前には「諸大名方御船数付立、秀就様江御奉書」と記されている。この記載は、後世 (江戸時代)、福原家で文書整理をおこなった段階で記されたものと考えられる。

この「公儀普請奉行連署状」は年次が記されていないが、「公儀普請奉行連署状」に記された関係人物の履歴、死没年月日等をまとめた表 1 からわかるように、前田利常 (「松平筑前守」) が松平の称号を賜り、筑前守と称したのが慶長 10 年 (1605) 5 月であり、古田重勝 (「古田兵部」) が死去したのが慶長 11 年 6 月であることを考慮すると、この「公儀普請奉行連署状」の年次は慶長 11 年に比定できる。慶長 11 年は公儀普請によって江戸城普請がおこなわれた年であるから、この「公儀普請奉行連署状」は、慶長 11 年の江戸城普請の公儀普請奉行 7 名が毛利秀就 (萩藩主) の「船御預ケ衆中」に対して出したものであり、内容としては、この「公儀普請奉行連署状」に記されている諸大名 9 名から出された船の合計 33 艘について、「上方へ之送状」によって「諸道具」を改めて、間違いないように (幕府側へ) 渡すことを命じている、ということがわかる。

この船というのは、江戸城の石垣普請に使用する石材を運搬するための石船であると考えられる。その証左として、この「公儀普請奉行連署状」に名前が見える高橋元種 (「高橋右近」) について、「(慶長 10 年) 九月十五日付高橋元種宛山本重成・犬塚忠次・牧長勝連署状」⁽⁷⁾ では、①来年 3 月 8 日から江戸城普請が始まるので、その石の割付が、1 万石に付き 100 人持の石を 112 ずつであるため、そのように「御算用」をして用意することを命じる、②石舟のことは、江戸において 1000 艘の分を (諸大名に対して) 割り付ける予定である旨の (將軍徳川秀忠の) 「御詔」であるので、「御心得」のため申し入れる、と記されている。

この「(慶長 10 年) 九月十五日付高橋元種宛山本重成・犬塚忠次・牧長勝連署状」によれば、江戸城普請のための石舟 1000 艘の分を (諸大名に対して) 割り付ける、としているので、上記の「公儀普請奉行連署状」に記された各大名が出した船数というのは幕府からそれぞれ割り付けられた船数なのであろう。

上記の「公儀普請奉行連署状」の宛所が「毛利藤七郎殿内船御預ケ衆中」となっていることからすると、毛利秀就 (「毛利藤七郎殿」) は、諸大名 9 名から出された船の合計 33 艘を取りまとめて幕府側へ引き渡す役目を担っていたことがわかる。「船御預ケ衆中」というのは、幕府側へ引き渡すまでの間、毛利秀就の家臣 (船手組の家臣か?) が一旦これらの船を預けられていたことを示すのであろう。

上記の「公儀普請奉行連署状」に「上方へ之送状之ことく諸道具御改」とあるが、「送状」とは「物資を送付する時、その物資の品目、分量などの明細を送り先に知らせるために作成される文書」と

いう意味である⁽⁸⁾。この意味を考慮すると、この「送状」とは「上方」から(船に関係する)「諸道具」が毛利家に対して送られた際に付けられていた「諸道具」の明細を指すと考えられる。

この場合の「上方」というのが、京都であるのか大坂であるのかによって、その意味が異ってくる。つまり、京都であれば京都所司代・板倉勝重(徳川公儀)が諸大名からの石船徴発について主導的役割を果たしたことになる、大坂であれば豊臣秀頼(豊臣公儀)が諸大名からの石船徴発について主導的役割を果たしたことになる。後者であれば、上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者に豊臣秀頼の家臣2名(伏屋飛騨守、水原吉一)が含まれていることの意味がより明瞭になってくる。

上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者は、上述のように、慶長11年の江戸城普請に関する公儀普請奉行7名である。前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」の中で、公儀普請奉行8名の存在の論拠とした史料である「御記録」、「御代々記」⁽⁹⁾の記載と比較すると、石川重次(徳川秀忠系)の名前が上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者には含まれていないが、何らかの事情により連署しなかったと考えられる。

上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者を見ると、豊臣秀頼系2名(伏屋飛騨守・水原吉一)、徳川秀忠系3名(戸田重元・内藤忠清・都筑為政)、徳川家康系2名(神田将時・貴志正久)がそれぞれのグループ単位で固まって署名し、他のグループとは隣接していることがわかる。このことは、豊臣秀頼系2名、徳川秀忠系3名、徳川家康系2名の公儀普請奉行がそれぞれのグループを個々に形成していることを明確に示しており注目される。

上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者の署名順位については、後の江戸時代における老中連署奉書の場合、「老中連署奉書の署名順位については宛所に近い側から老中の座順の高い者が並ぶのが原則である」⁽¹⁰⁾という点を考慮すると、宛所に最も近い貴志正久が一番座順が高く、宛所から最も遠い伏屋飛騨守が一番座順が低い、ということになる。

よって、公儀普請奉行のそれぞれのグループで比較すると、徳川家康系2名の公儀普請奉行>徳川秀忠系3名の公儀普請奉行>豊臣秀頼系2名の公儀普請奉行という座順になる。このことは、大御所である徳川家康>現職の將軍である徳川秀忠>豊臣公儀の主宰者である豊臣秀頼という座順を示していることにもなる。

ただし、連署状の署名順位については「一定の基準があり、宛所が差出者より下位であれば、年月日の真下に署名する者の序列が上で、日付から遠くなるにしたがって低くなり、宛所が上位者の場合には逆になるというのが当時の書札礼、つまり、正式な文書の出し方であった」⁽¹¹⁾という指摘がある。この指摘された基準によれば、上記の「公儀普請奉行連署状」は「宛所が差出者より下位」であるので、「年月日の真下に署名する者の序列が上で、日付から遠くなるにしたがって低く」なるわけであるから、日付に最も近い伏屋飛騨守が一番座順が高く、日付から最も遠い貴志正久が一番座順が低くなる。

よって、公儀普請奉行のそれぞれのグループで比較すると、豊臣秀頼系2名の公儀普請奉行>徳川秀忠系3名の公儀普請奉行>徳川家康系2名の公儀普請奉行という座順になる。このことは、豊

臣公儀の主宰者である豊臣秀頼>現職の将軍である徳川秀忠>大御所である徳川家康という座順を示していることにもなる。

このように、どちらの基準をもとに考えるかによって、上記の「公儀普請奉行連署状」の連署者の署名順位は、高低が逆になる2つの見解が出ることになるので、この点の結論については後考を俟ちたい。

2. 豊臣秀頼系の公儀普請奉行2名について

この「公儀普請奉行連署状」に連署した上記の公儀普請奉行8名のうち、豊臣秀頼系の公儀普請奉行は伏屋飛驒守と水原吉一(石見守)である。この2名については、前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」において、『慶長十六年禁裏御普請帳』で「大坂衆」の中に「千百石 伏屋飛驒守」、「千石 水原石見守」として出てくることから豊臣秀頼に仕えたことがわかり、その他に、摂津国及び和泉国の慶長国絵図作成に関与したことも指摘した。この2名の石高からすると、豊臣秀頼の家臣の中でも高い地位にあったことがわかる。

前掲・笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』⁽¹²⁾では、水原石見守について「のち大坂町奉行も勤めており、大坂の陣後、京の二条城近辺に潜居していたところを徳川方の捕りに^{けんげき}手^{けんげき}に^{けんげき}困^{けんげき}まれ、^{けんげき}剣戟^{けんげき}の末に自尽したことが知られている(『日本戦史 大坂役』234頁。)」と指摘されている。

この点について、もう少し詳しく見てみたい。『徳川実紀索引』人名篇、下巻⁽¹³⁾でこの両名を検索すると、「伏屋飛驒守(布施屋)」は『徳川実紀』第1篇⁽¹⁴⁾の548、689頁、「水原石見守」は『徳川実紀』第1篇の548頁、『徳川実紀』第2篇⁽¹⁵⁾の41頁に掲載されていることがわかる。

『徳川実紀』第1篇の548頁というのは慶長十六年三月この月条であり、慶長16年(1611)の内裏造営課役を命じられた諸大名等の名前が列記されている中に「伏屋飛驒守某」、「水原石見守某」とある。このことについては、上述のように既出である。

『徳川実紀』第1篇の689頁というのは慶長十九年十月七日条であり、片桐且元の大坂城退去を且元の使者が駿府に来て家康へ報告したことが記されており、その関係記載として「また大坂にては大野修理亮治長、布施屋飛驒守某指揮し、市正且元所領を没入せしとぞきこえし」と記されている。この記載によれば、大坂において大野治長と布施屋飛驒守が指揮して片桐且元の所領を没収した、ということがわかる。『徳川実紀』第1篇の689頁には、この記載のあとの引用史料として「駿府記」と記されているので、『駿府記』⁽¹⁶⁾の慶長十九年十月七日条には、「自大坂、市正知行所改易、大野修理、布施屋飛驒守、下知云々」と記されていて、(豊臣秀頼の命を受けて)大野治長と布施屋(伏屋)飛驒守が片桐且元の改易を下知した、ということがわかる。この場合、伏屋飛驒守が大野治長と共に、片桐且元の改易という重要な事案について、秀頼の命を奉じて下知したということは、豊臣家(豊臣公儀)における伏屋飛驒守の地位の高さを示しているといえよう。

『徳川実紀』第2篇の41頁というのは元和元年五月十四日条であり、「此日、大坂の町奉行水原石

見守某、二條邊に隠れ居るよし訴ふる者あり。藤堂和泉守高虎逐捕せんとむかひしに、水原は藤堂が捕手三人切伏て、其身も死せり。よてその首切て二條西門外に曝さる。」と記されている。

『駿府記』⁽¹⁷⁾の元和元年五月十四日条には、「今日、大坂町奉行水原石見守、二條御所近邊忍居之由、依有訴人、則藤堂和泉守被遣討手所、石見守致覺悟相戦、寄手三人切隊戦死、則石見守頸西御門前晒之云々」と記されている。この『駿府記』の記載は、上述した『徳川実紀』第2篇の41頁(元和元年五月十四日条)の記載と同内容であり、元和元年5月14日、大坂町奉行の水原石見守が京都の「二條御所」(二条城のことか?)近辺に潜伏していたところ、そのことを訴え出た者があり、藤堂高虎が捕らえるために討手^{うちて}を遣わしたが、水原石見守は抵抗して討手3人を斬り伏せたのち討死し、その頸は(「二條御所」の)西御門前に晒された、ということがわかる⁽¹⁸⁾。

この『駿府記』の記載で注目されるのは、水原石見守について大坂町奉行としている点であり、豊臣家(豊臣公儀)による大坂の都市支配において、大坂町奉行という要職に就いていたことがわかる。『駿府記』の記載には「大坂町奉行」と記されていることから(「前大坂町奉行」とは記されていないので)、大坂夏の陣が終了する段階まで水原石見守は大坂町奉行職に就いていたと考えられる。

このように見ると、豊臣秀頼系の公儀普請奉行であった伏屋飛驒守と水原吉一(石見守)は、豊臣秀頼の家臣であり、豊臣家(豊臣公儀)の中では高い地位にある重臣クラスの人物であった、ということがわかる。

おわりに

本稿で紹介した「公儀普請奉行連署状」は、これまでの研究史では取り上げてこなかった史料であり、新出史料である。この「公儀普請奉行連署状」の歴史的意義は、慶長11年の江戸城普請(公儀普請)における公儀普請奉行の個々の名前が一次史料で確認できた、という点である⁽¹⁹⁾。しかも、この「公儀普請奉行連署状」は写しの文書ではなく原文書であるから、その史料的価値は高いといえよう。

そして、この「公儀普請奉行連署状」に連署した公儀普請奉行7名は、豊臣秀頼系2名(伏屋飛驒守・水原吉一)、徳川秀忠系3名(戸田重元・内藤忠清・都筑為政)、徳川家康系2名(神田将時・貴志正久)に分類されることが一次史料(原文書)で証明できたことになり、その意義は大きい。

付言すれば、「公儀普請奉行連署状」に連署した公儀普請奉行各自の実名^{じつみょう}が確定したことの意義も大きい⁽²⁰⁾。

笠谷氏の二重公儀体制論と公儀普請奉行の関係については、笠谷氏の二重公儀体制論に対する最新の批判として、林晃弘「寺社修造にみる関ヶ原合戦後の豊臣家と家康」⁽²¹⁾では「秀頼の家臣が江戸城普請の奉行に加わったことをもって、「徳川将軍家とともに公儀を分有」したとまで評価する点は、飛躍があり問題である。」と指摘されている。しかし、豊臣秀頼は慶長11年の江戸城普請(公

儀普請)の際に、単なる普請奉行(公儀普請に動員された助役大名が出すレベルの大家普請奉行)として家臣を出したのではなく公儀普請奉行(当該期の公儀から派遣され助役大名の普請進捗状況を監督する立場の奉行)として家臣を出したのである。よって、豊臣家が「徳川将軍家とともに公儀を分有」した、とする笠谷氏の指摘は至当な理解であり、その意味では、笠谷氏の見解を「飛躍があり問題である」とする林氏の上記の指摘は妥当とは言えないことがわかる。むしろ「飛躍があり問題である」のは林氏の上記の指摘の方であろう。

二重公儀体制論の証左となる史料の存在について、最新の動向としては、昨年(2016年)9月24日、姫路市立城郭研究室でおこなわれた吉井克信氏(大阪狭山市教育委員会)の講演「狭山藩北条氏の成立過程と陣屋の構造」において、新出史料が紹介された。吉井氏の講演内容、及び、当日のレジュメによれば、狭山藩の初代藩主・北条氏盛(慶長13年〔1608〕5月18日に死去)の遺言『定むる条々』⁽²²⁾(慶長13年5月18日に死去する11日前に口述筆記で遺言)には、「太郎すけはひでよりさまへしゆつしさせ、いちのかみ殿へたのみ申へき事」という記載があると指摘された。これは、吉井氏によれば、慶長13年、狭山藩の初代藩主・北条氏盛が死去する直前に、遺言として、子の「太郎すけ」を秀頼様へ出仕させることを片桐且元へ頼むように指示したもの、とのことである。講演では吉井氏は笠谷氏の二重公儀体制論には言及していなかったが、北条氏盛の遺言『定むる条々』のこの記載内容は、慶長13年の時点で豊臣公儀が存在していたことの明確な証拠になるものと思われる。つまり、「出仕」とは「主君の側に伺候すること」⁽²³⁾という意味であるから、大名である北条氏盛が、その子を豊臣秀頼のもとへ出仕させるということは、秀頼が一大名であればあり得ないわけであり、大名である北条氏盛が、慶長13年の時点で秀頼を主君(豊臣公儀の主宰者)として認識していたことを明確に示すものである。

本稿では、上述のように、笠谷和比古氏の学説である二重公儀体制論の証左となる新出史料(「(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」)の提示をすることができた。本稿では、取り急ぎ史料内容の報告をおこなったが、今後はこの史料(「福原家文書」)の原本(原文書)調査をおこなう必要があり、その調査については他日を期したい。

[註]

- (1) 拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」(『織豊期研究』2号、織豊期研究会、2000年、後に、拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』、校倉書房、2003年、に収録)。
- (2) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、2000年)。
- (3) 前掲・笠谷和比古氏『関ヶ原合戦と近世の国制』(145～146頁)。その後、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、2007年、182～184頁)でも同様に引用していただいた。
- (4) 『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編(山内神社宝物資料館、1980年、6～7頁)。
- (5) 『福原家文書』上巻(渡辺翁記念文化協会、1983年)。同書の「序」には、「福原家文書は、旧宇部領主福原家に伝わる家文書であり、昭和三十五年福原家の格別な御理解により、渡辺翁記念文化協会が譲り

〔慶長十一年〕二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕について（白峰）

受けたものであります。渡辺翁記念文化協会は、この家文書が郷土宇部のみにとどまらず、福原氏歴代の事績と関連して、広く日本の中世史・近世史研究の史料として長く保存されなければならない貴重な文献であることに鑑み、宇部市立図書館に寄託して千数百点に及ぶ史料の調査整理を行い、昭和三十八年に福原家文書目録を刊行いたしました。（中略）そこで渡辺翁記念文化協会では、日本全国の歴史研究者の強い要請に応え、この家文書を国民の文化遺産として十分な活用を期するために刊行することを決意し、（中略）ここに上巻刊行の運びとなったのであります。（「序」の執筆は、財団法人渡辺翁記念文化協会理事長・中安閑一氏）と記されている。同書の「福原家文書解題」には、「福原氏は益田氏と共に、萩藩毛利氏の永代家老として、近世を通じて藩政の中枢にあった。同時に宇部の領主として、宇部市の歴史のなかで大きい地歩を占め（後略）」（「福原家文書解題」の執筆は、山口女子大学教授・国守進氏）と記されている。

- (6) 前掲『福原家文書』上巻（91頁）。
- (7) 大東急記念文庫所蔵「高橋家伝来武家書状集」（『宮崎県史』史料編、近世1、宮崎県、1991年、66頁）。〔慶長十年〕九月十五日付高橋元種宛山本重成・犬塚忠次・牧長勝連署状〕を以下に引用する。

已上

急度申入候、仍而来年江戸御普請三月八日〆始申候、就其石割符壹万石ニ付而、百人持之石百拾貳宛にて御座候、右之通御算用被成、御用意尤ニ存候、石舟之儀者於江戸千艘之分可被成割符御誼ニ候、為御心得申入候、恐惶謹言

九月十五日

山本新五左衛門尉

重成（花押）

犬塚平右衛門尉

忠次（花押）

牧助右衛門尉

長勝（花押）

高橋右近殿

人々御中

- (8) 『日本国語大辞典（第二版）』2巻（小学館、2001年、1079頁）。
- (9) 前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編（6～7頁）。
- (10) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』（財団法人法政大学出版局、1998年、77頁）。
- (11) 小和田哲男『石田三成－「知の参謀」の実像』（PHP研究所、1997年、129頁）。
- (12) 前掲・笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（183～184頁）。
- (13) 『徳川実紀索引』人名篇、下巻（吉川弘文館、1973年、387、477頁）。
- (14) 『徳川実紀』第1篇〈新訂増補国史大系〉（吉川弘文館、1929年）。

- (15) 『徳川実紀』第2篇〈新訂増補国史大系〉(吉川弘文館、1930年)。
- (16) 『駿府記』(『當代記 駿府記』、続群書類従完成会、1995年、273頁)。
- (17) 『駿府記』(前掲『當代記 駿府記』、303頁)。
- (18) 『大日本史料』12編の20(東京帝国大学文科大学史料編纂掛、1918年、409頁)、元和元年五月十四日条の網文は「幕府、藤堂高虎ニ命ジテ、大坂殘黨水原石見守ヲ京都ニ捕ヘシム、石見守鬪死ス」とある。『大阪編年史』4巻(大阪市内中央図書館、1968年、346頁)、元和元年五月十四日条の網文は「前大坂町奉行水原石見守、二條城邊ニ潛匿ス。幕府、藤堂高虎ニ命ジ、卒ヲ發シテ之ヲ捕ヘントス。石見守奮闘シテ自盡ス。」とある。『高山公実録』(『高山公実録』下巻、上野市古文献刊行会編、清文堂出版、1998年、715頁)、元和元年五月十四日条の網文は「大阪の亡将水原石見^(ママ)を搜索して殺戮す」とある。この場合の「亡将」とは、『大漢和辞典(修訂版)』によれば「國を逃亡した將軍」(諸橋轍次『大漢和辞典(修訂版)』巻1、大修館書店、2001年、修訂第二版、531頁)という意味であるので、『高山公実録』では水原石見守を大坂の陣における豊臣方の部将クラスとして扱っていたことになる。『高山公実録』では「(元和)先鋒録」、「(駿府)政事録」、「城井九兵衛延宝書上」を引用しており、藤堂高虎が水原石見守を捕らえるために追手を遣わした^{おつて}ことと、水原石見守が抵抗したのち討死したことは、「(元和)先鋒録」と「城井九兵衛延宝書上」に詳しく記されている。なお、『元和先鋒録』〈藤堂藩大坂夏の陣御先手勤方覚書〉(藤堂高文著、中村勝利校注、三重県郷土資料刊行会、1976年、127～128頁)、元和元年五月十四日条にも、『高山公実録』収載の「(元和)先鋒録」と同文の記載がある。ただし、『高山公実録』収載の「(元和)先鋒録」とは若干文言が異なる箇所がある。
- (19) 上述のように、前掲・拙稿「慶長十一年の江戸城普請について」の中で、公儀普請奉行8名の存在の論拠とした史料の「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)は、史料の区分からすると後世の編纂史料であり、一次史料ではなかった。
- (20) 表1を見るとわかるように、この「公儀普請奉行連署状」の実名と「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)の実名が異なるケースがある。ただし、この「公儀普請奉行連署状」の連署者の中で伏屋飛驒守の実名(名前)は□□となっていて不明である。
- (21) 林晃弘「寺社修造にみる関ヶ原合戦後の豊臣家と家康」(『日本歴史』799号、吉川弘文館、2014年)。
- (22) 吉井氏によれば、この文書(北条氏盛の遺言『定むる条々』)は大阪狭山市の市史などには間に合わなかったため収録されていない、とのことであった。
- (23) 『日本国語大辞典(第二版)』6巻(小学館、2001年、1403頁)。『時代別国語大辞典(室町時代編三)』(室町時代語辞典編集委員会編、三省堂、1994年、493頁)では「出仕」の意味として「仕官してその職をつとめること。特に、役所や主君のもとへ出向いて、公の職務をつとめること。」(下線引用者)としている。

【補論】

本稿脱稿後、柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』(宮帯出版社、2016年)が刊行された。この事典では、「伏屋飛驒守一盛(ふせやひだのかみかつもり)」、「水原石見守吉勝(み

〔(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕について(白峰)

わらいわみのかみよしかつ)』として、それぞれ立項されており(前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』、557～561、626～628頁)、両名の履歴について、それぞれ詳述されているので参照されたい。

なお、前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』(627頁)では「慶長十二年三月二十六日、山田長次、山城忠久、水原吉勝、郡宗保、瀧川忠征、佐藤賢忠らは、連署して真田信之に書状を送り、江戸城修築に伴う家中への分担を指示した(『真田家文書』)。」と指摘されている(「水原石見守吉勝」の項)。

また、前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』(312頁)では「慶長十二年三月二十六日、山田信濃守、佐原左衛門佐、佐藤三河守、山城宮内少輔、水原石見守、瀧川豊前守、笹邊隠岐守とともに連署して真田信之へ書状を送り、江戸城修築に伴う家中分担の決定を命じた(『真田家文書』)。」と指摘されている(「郡主馬首宗保(こおりしゅめのかみむねやす)」の項)。

この連署状は、『真田家文書』上巻(米山一政編、長野市発行、1981年、80号文書)に記載されているので、以下に引用する。

慥申入候、仍來月朔日御普請被成候、然ハ御家中小割之儀、廿一日ニ被成候様尤ニ存候、惣割之事者取前御座候キ、爲御分別申入候、恐々謹言

三月廿六日

山田信濃守

長次(花押)

佐原左衛門尉助^(ママ)

□□(花押)

郡主馬守

□□(花押)

佐藤三川^(ママ)(三河カ)守

□□(花押)

山城宮内少輔

□□(花押)

水原岩見^(ママ)(石見カ)守

□□(花押)

瀧川豊前守

忠征(花押)

笹邊隠岐守

□□(花押)

真田伊豆様

人々御中

この内容としては、4 月朔日から御普請（江戸城普請）が開始されることを記したうえで^(補註1)、真田信之^(補註2)の家中において、「小割之儀」（真田家中での普請の組割りという意味か？）が、（3 月）21 日におこなわれたことを了承して、「惣割之事」（江戸城普請の各助役大名の組割りという意味か？）はすでに終わったことを報じている^(補註3)。

この連署状について、前掲『真田家文書』上巻（89～90 頁）では「江戸城普請奉行等連署状」としており、年次は「慶長十二年」に比定している^(補註4)。真田信之に対して公儀普請に関する指示をしている連署状の内容からすると、連署した 8 名は江戸城普請の公儀普請奉行であることは明らかである。連署者 8 名のうち、山田信濃守長次、郡主馬守（郡宗保）、水原岩見（石見カ）守（水原吉勝）の 3 名は豊臣秀頼の家臣である^(補註5)。

そのほかの連署者 5 名については、前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』に人名が立項されていないので、豊臣秀頼の家臣ではないと考えてよからう。そのほかの連署者 5 名のうち、山城宮内少輔（山城忠久）と瀧川忠征は徳川家康の家臣であったので^(補註6)、連署者 8 名のうち、豊臣秀頼の家臣 3 名、徳川家康の家臣 2 名が公儀普請奉行のメンバーであったことがわかる。他の 3 名の連署者については、その履歴はよくわからないが、江戸城普請の公儀普請奉行であることから、徳川家の家臣と推測される。ただし、徳川家康の家臣であるのか、或いは、徳川秀忠の家臣であるのか、については今後検討が必要である。

以上の点を考慮すると、慶長12年の江戸城普請の公儀普請奉行 8 名のうち、3 名は豊臣秀頼の家臣であることから、慶長12年の時点においても豊臣公儀が存在していたこと（徳川公儀と豊臣公儀の二重公儀体制が存在していたこと）が一次史料から立証できたということになる。しかも、真田信之は東国大名であるので、豊臣公儀が徳川公儀と並立する形で東国大名に対しても、公儀普請を通して監督・指揮できる権限を有していた、ということも理解できる。

このことから、『真田家文書』収載のこの連署状（「〔慶長十二年〕三月廿六日付真田信之宛公儀普請奉行連署状」）は、笠谷和比古氏の学説である二重公儀体制論を証明する重要な一次史料であると評価でき、今後、慶長期の公儀普請と公儀普請奉行の視点から二重公儀体制論の立証をおこなっていくうえで^(補註7)、その基礎史料であると位置付けられる。

[補註]

- (1) この連署状（つまり一次史料）の記載によって、慶長12年4月朔日から江戸城普請（公儀普請）が開始されたことが立証できる。よって、『大日本史料』12編の4（東京帝国大学編纂兼発行、1903年、799頁）の慶長12年閏4月1日条の網文で「一日、癸亥、幕府、関東奥羽信越ノ諸大名ニ命ジ、江戸城天主臺、及比石壘等ヲ修築セシム」として、慶長12年閏4月朔日から江戸城普請が開始された、としている点（史料の根拠は『當代記』）は訂正が必要であろう。なお、『日本財政経済史料』巻四（大蔵省編纂、財政経済学会発行、1922年、土木之部一、第一宮繕、二、江戸城、712～713頁）の網文には、「慶長十二年丁

〔(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕について(白峰)

未四月一日、江戸城殿守并に曲輪の經營をはじめらる、東國の大名等これを役す、官本當代記、創業記、家忠日記追加、慶長聞書漏分には、閏四月一日の事とす、去年西國の大名奉はりて二三丸の修築なりしにより、ことしこの役ありしなり、(後略)」とあり、慶長12年閏4月1日の江戸城普請開始説を採る諸史料を否定して、慶長12年4月1日に江戸城普請が開始された、としている(前掲『日本財政経済史料』巻四〔713頁〕では、4月1日江戸城普請開始とする「御年譜」、「慶長見開書」、「慶長年録」などの史料を収載している)。また、『東京市史稿』皇城篇第一(編纂兼発行者・東京市役所、發賣所・博文館、1911年、495頁)の網文では「閏四月朔日癸亥 ○慶長十二年(紀元二二六七年)。○癸亥、三正綜覽 工ヲ起ス ○當代記。慶長見聞録案紙。創業記。家忠日記増補。」とあり、慶長12年閏4月朔日から江戸城普請が開始された、としている。この点について、前掲『東京市史稿』皇城篇第一(498頁)では、「創業記考異ノ一説ニ至リテハ、「江戸城普請、先月 ○慶長十二年(紀元二二六七年)四月 朔日ヨリ始ル」ト云ヒ、慶長見聞録按(案カ)紙・慶長年録・慶元年紀・御年譜・慶長見聞書・家忠日記増補ノ類皆之ニ同ク、四月朔日 ○慶長十二年(紀元二二六七年)ヲ以テ起工ノ日トス。○異本慶長年録ハ、閏四月朔日(○慶長十二年○紀元二二六七年)トス。朝野舊聞哀稿ハ四月説ヲ採リ、天寛日記・大日本史料等ハ之ニ反シテ閏四月説ニ従フ。本書亦當代記ニ據リテ、姑ク閏四月説ヲ用ユト云フ。」とあり、4月朔日普請開始の4月説(『朝野舊聞哀稿』)と閏4月朔日普請開始の閏4月説(『天寛日記』、『大日本史料』等)を併記したうえで、『東京市史稿』皇城篇第一では『當代記』を史料的根拠として閏四月説を採用した、としている。

- (2) 平山優『真田信之-父の知略に勝った決断力』(株式会社P H P研究所、2016年、170、221 ~ 222頁)では、「上田城は慶長5年(1600)末から同6年初頭にかけて破却されたのだろう。そして城内にあった武具などは一切徳川氏によって没収され、城内の建物はことごとく破壊され、堀も埋め立てられたとみられる。」としたうえで、慶長6年以降の真田信之の所領支配について「慶長6年(1601)、信之は正式に上田・真田領を江戸幕府より与えられ、支配を開始する。(中略)当所の信之による真田領支配は、沼田城と岩櫃城を軸に、上田・真田領にまたがって行われていたのである。このことは、上田城が破却され消滅してしまったことと関係があるだろう。上田・真田領は、沼田・吾妻領に併合された格好となっていたわけである。」と指摘されている。また、丸島和洋『真田四代と信繁』(平凡社、2015年、269頁)では、関ヶ原の戦いの「戦後、家康は約束通り昌幸旧領を信幸に与え、信幸は信濃上田領・上野沼田領(岩櫃領を含む)の大名として再出発を図ることとなった。その際、信幸から信之に改名した。」と指摘されている。※平山優氏からは、前掲・平山優『真田信之-父の知略に勝った決断力』を刊行時に御恵送いただいた。記して感謝する次第である。
- (3) この連署状は、笹本正治『真田氏三代-真田は日本一の兵』(ミネルヴァ書房、2009年、235頁)においてすでに紹介されている。
- (4) 黒田基樹『真田信之-真田家を継いだ男の半生』(株式会社KADOKAWA、2016年、63頁)では「続いて信之は、翌慶長11年(1606)には、江戸城普請を務めたとみられる。これは3月1日から始められたものになるが、信之に関する史料は、わずかに二月二十三日付で、九度山の昌幸が信之の重臣真田(も

と小山田) 主膳正之知(茂誠の子)に、年頭の祝儀への礼を述べたなかで、江戸城普請のために行くことについて労っていることがみられるにすぎない(「小山田文書」信20・232)。この普請は基本的には西国大名に課されたものであるが、東国大名にもそれなりの負担があったものと思われる。」と指摘されている。また、前掲・平山優『真田信之-父の知略に勝った決断力』(335頁)では、真田信之の公儀普請の負担について「江戸城御普請については、慶長11年(1606)に実施された江戸城御普請に参加しているらしい(信20232)。」と指摘されている。前掲・黒田基樹『真田信之-真田家を継いだ男の半生』と前掲・平山優『真田信之-父の知略に勝った決断力』の指摘の史料的論拠となっている『信濃史料』20巻(信濃史料刊行会、1970年、232頁)の「二月十三日付小山田之知宛真田昌幸書状」が前掲『信濃史料』20巻(232頁)では慶長12年に比定されていることと、前掲『大日本史料』12編の4(799頁)の慶長12年閏4月1日条の綱文が「一日、癸亥、幕府、関東奥羽信越ノ諸大名ニ命ジ、江戸城天主臺、及ビ石壘等ヲ修築セシム」(下線引用者)となっていること、及び、前掲『日本財政経済史料』巻四(712~713頁)の綱文が「慶長十二年丁未四月一日、江戸城殿守并に曲輪の經營をはじめらる、東國の大名等これを役す、官本當代記、創業記、家忠日記追加、慶長聞書漏分には、閏四月一日の事とす、去年西國の大名奉はりて二三丸の修築なりしにより、ことしこの役ありしなり、(後略)」(下線引用者)となっていることを考慮すると、江戸幕府は、慶長11年の江戸城普請は西国大名、同12年の江戸城普請は東国大名(関東・奥羽・信越の諸大名)に賦課したということになるので、真田信之の江戸城普請課役は慶長11年ではなく、同12年と考えた方がよいであろう。

- (5) 郡主馬守(郡宗保)、水原岩見(石見カ)守(水原吉勝)は、それぞれ2000石、1000石の大家家臣である(前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』、310~316、626~628頁)。山田信濃守長次は、『戦国人名辞典(増訂版)』(高柳光壽・松平年一著、吉川弘文館、1973年、261頁、「山田信濃守」の項)、『戦国人名事典(コンパクト版)』(阿部猛・西村圭子編、新人物往来社、1990年、802頁、「山田信濃守」の項)によれば、豊臣秀頼の家臣であり、慶長9年8月15日の豊国臨時大祭の時の総奉行の一人である。「豊國大明神臨時祭日記」(『大日本史料』12編の2、慶長9年8月14日条、東京帝国大学編纂兼発行、1901年、505頁)には、山田信濃守は惣奉行(6名)の中の一人として記されている。
- (6) 山城忠久については、前掲『戦国人名辞典(増訂版)』(261頁、「山代忠久」の項)に「慶長五年の戦乱には、家康の会津征伐に従軍(鈴木文書)。そののち家康に仕え、十一年は江戸城、十二年は駿府城の普請奉行。」とある。瀧川忠征については、『寛永諸家系図伝』第12(続群書類従完成会、1988年、227頁)に「慶長五年、大権現に謁したてまつり、御使番をよび普請奉行となる」、『新訂寛政重修諸家譜』第11(続群書類従完成会、1965年、31頁)には「關原御歸陣の後めされて東照宮に仕へたてまつり、御使番をつとめ、采地二千十石餘を知行す。十三年駿府城普請の時奉行をうけたまわり」とある。
- (7) 前掲・柏木輝久著・北川央監修『大坂の陣豊臣方人物事典』(442~443頁)では、豊臣秀頼の家臣の友松次右衛門盛保は、慶長12年3月、駿府城普請に際し、毛利勘右衛門とともに人足奉行を務めた(『武家事紀』)、としている(「友松次右衛門盛保(とうまつじえもんもりやす)」の項)。このことについては、『武家事紀』上巻〈山鹿素行先生全集〉(山鹿素行著、山鹿素行先生全集刊行会編纂兼発行、1915年、423頁)に「慶長十二年(中略)三月一日ヨリ駿府ノ城普請初、(中略)人足奉行友松治右衛門・毛利勘右衛門」

〔(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕について(白峰)

と記されている。毛利勘右衛門は友松盛保とともに、慶長9年8月の豊国臨時大祭の時の惣奉行であるので(「豊国大明神臨時祭日記」、前掲『大日本史料』12編の2、505頁)、豊臣秀頼の家臣と考えられる。この場合の人足奉行が駿府城普請(公儀普請)の公儀普請奉行であるのかどうかという点の検討は今後おこなう必要があるが、江戸城、駿府城などの慶長期の公儀普請において豊臣秀頼の家臣が公儀普請奉行を務めた事例をより多くさがして検討すべきであろう。

表1

【大名】

公儀普請奉行連署状 ^(注1) における表記	大名等の実名	城地	履歴(死没年月日等)
松平筑前守	前田利常	加賀国金沢	慶長10年6月28日～寛永16年6月20日まで藩主。 ^(注2) 慶長10年5月、松平の称号を賜り、筑前守と称する。 ^(注3)
丹後修理	京極高知	丹後国宮津	慶長5年、関ヶ原の戦いの後、丹後国宮津へ移封。元和8年8月12日、死去。 ^(注4)
堀尾帯刀	堀尾吉晴	出雲国松江	慶長16年6月17日、死去。 ^(注5)
古田兵部	古田重勝	伊勢国松坂	慶長11年6月16日、死去。 ^(注6)
大村丹後守	大村喜前	肥前国大村	慶長4年正月11日、従五位下丹後守に叙任。元和元年春まで藩主。 ^(注7)
木下右衛門大夫	木下延俊	豊後国日出	慶長6年、豊後国速見郡に移封され日出城を築城。寛永19年正月7日、死去。 ^(注8)
若狭宰相	京極高次	若狭国小浜	慶長5年、関ヶ原の戦いの後、若狭一国を賜る。慶長14年5月3日、死去。 ^(注9)
高橋右近	高橋元種	日向国延岡	慶長18年10月24日、改易。 ^(注10)
伊東修理	伊東祐慶	日向国飩肥	慶長7年4月10日、従五位下修理大夫に叙任。寛永13年4月4日、死去。 ^(注11)
毛利藤七郎	毛利秀就	長門国萩	慶長13年9月13日、徳川秀忠より松平の称号を賜り、長門守と改めた。 ^(注12)

【公儀普請奉行】

公儀普請奉行連署状 ^(注1) における表記	系統の区別	実名の異説	履歴(死没年月日)
伏屋飛驒守□□	豊臣秀頼系	名前…貞元、直元 ^(注13)	
水原石見守吉一	豊臣秀頼系	名前…吉勝 ^(注14)	
戸田備後守重元	徳川秀忠系		慶長15年9月11日、死去。 ^(注15)
内藤金左衛門忠清	徳川秀忠系	名前…正清 ^(注16)	慶長19年、死去。 ^(注17)
都筑弥左衛門為政	徳川秀忠系	名字…都築 ^(注18)	元和8年12月17日、死去。 ^(注19)
神田与兵衛将時	徳川家康系	名前…正俊 ^(注20)	寛永元年、死去。 ^(注21)
貴志助兵衛正久	徳川家康系	名前…高直 ^(注22)	慶長18年9月5日、死去。 ^(注23)

《参考》

【その他の公儀普請奉行】

公儀普請奉行の名前	系統の区別	履歴 (死没年月日)
石川八左衛門重次 ^(注24)	徳川秀忠系	慶長18年12月14日、死去。 ^(注25)
山本新五左衛門尉重成 ^(注26)	徳川家康系	元和2年12月26日、死去。 ^(注27)
犬塚平右衛門尉忠次 ^(注28)	徳川家康系	慶長18年2月19日、死去。 ^(注29)
牧助右衛門尉長勝 ^(注30)	徳川家康系	元和8年12月13日、死去。 ^(注31)

[表 1 の注]

- (注 1) この公儀普請奉行連署状とは「(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」(『福原家文書』上巻、渡辺翁記念文化協会、1983年、91頁)を指す。
- (注 2) 『新訂寛政重修諸家譜』第17 (続群書類従完成会、1965年、275～276頁)。
- (注 3) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第17 (275頁)。
- (注 4) 『新訂寛政重修諸家譜』第7 (続群書類従完成会、1965年、175～176頁)。
- (注 5) 『新訂寛政重修諸家譜』第11 (続群書類従完成会、1965年、190頁)。
- (注 6) 『新訂寛政重修諸家譜』第15 (続群書類従完成会、1965年、79頁)。
- (注 7) 『新訂寛政重修諸家譜』第12 (続群書類従完成会、1965年、199～200頁)。
- (注 8) 『新訂寛政重修諸家譜』第18 (続群書類従完成会、1965年、144頁)。
- (注 9) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第7 (170頁)。
- (注10) 「廃絶録」上巻 (藤野保校訂『恩栄録・廃絶録 (補訂版)』、近藤出版社、1970年、223頁)。
- (注11) 『新訂寛政重修諸家譜』第14 (続群書類従完成会、1965年、246頁)。
- (注12) 『新訂寛政重修諸家譜』第10 (続群書類従完成会、1965年、245頁)。前掲「(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状」には、毛利秀就について「毛利藤七郎」と記されている。毛利秀就は、慶長13年9月13日、徳川秀忠より松平の称号を賜り、長門守と改めたので、「毛利藤七郎」と記されているということは、これ以前のことになる。
- (注13) 貞元 (『御記録』)、直元 (『御代々記』) (『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、山内神社宝物資料館、1980年、6～7頁)。
- (注14) 「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)。
- (注15) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第14 (328頁)。
- (注16) 「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)。
- (注17) 『新訂寛政重修諸家譜』第13 (続群書類従完成会、1965年、209頁)。
- (注18) 「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)。
- (注19) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第13 (173頁)。
- (注20) 『新訂寛政重修諸家譜』第9 (続群書類従完成会、1965年、327頁)。
- (注21) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第9 (327頁)。
- (注22) 「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)。

〔(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕について(白峰)

- (注23) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第10(400頁)。
- (注24) 石川八左衛門重次は、前掲〔(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状〕の発給者7名の中には入っていないが、「御記録」、「御代々記」(前掲『山内家史料・第二代忠義公紀』第一編、6～7頁)によれば、慶長11年の江戸城普請における公儀普請奉行8名の中の一人である。
- (注25) 『新訂寛政重修諸家譜』第3(続群書類従完成会、1964年、23頁)。
- (注26) 〔(慶長十年)九月十五日付高橋元種宛山本重成・犬塚忠次・牧長勝連署状〕(大東急記念文庫所蔵「高橋家伝来武家書状集」、『宮崎県史』史料編、近世1、宮崎県、1991年、66頁)により、慶長11年3月8日に江戸城普請が開始されるので、そのための石と石舟の用意を高橋元種に命じた。
- (注27) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第3(101頁)。
- (注28) 前掲(注26)に同じ。
- (注29) 『新訂寛政重修諸家譜』第16(続群書類従完成会、1965年、388頁)。
- (注30) 前掲(注26)に同じ。
- (注31) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第10(81頁)。